

青森県報

第百十二号

令和二年
一月二十七日
(月曜日)

目次

告 示

- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の名称の変更の届出……………(保健衛生課) ……一
- 保安林の指定……………(林政課) ……一
- 道路の区域の変更……………(道路課) ……二
- ふるさと眺望点の指定……………(都市計画課) ……二
- 特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………(県民生活文化課) ……二
- 二級建築士の免許の取消し……………(建築住宅課) ……三
- 建設業者の許可の取消し……………(中地域県民局) ……三
- 右 同……………(西地域県民局) ……三
- 右 同……………(同) ……四

告

示

青森県告示第四十七号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第十九条の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第二十四条第二号の規定により公示する。

令和二年一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名 称	所 在 地	変 更 日
変更前	黒田内科胃腸科医院	八戸市柏崎三丁目七の一八	令和 元・九・二六
変更後	柏崎メディカルクリニック	同上	同上
変更前	クローバー薬局おいらせ店	同上	同上
変更後	おいらせ調剤薬局	同上	同上

青森県告示第四十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

令和二年一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 保安林の所在場所
下北郡風間浦村大字下風呂字甲平ノ上六の一・字甲平ノ下二の三(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び風間浦村役場に備え置いて縦覧に供する。〕

青森県告示第四十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県道	東北横浜線	上北郡六ヶ所村大字鷹架字前田五五の二から 上北郡六ヶ所村大字鷹架字後川目四二の五二まで	前 後	五・五〇メートルから 三〇・三〇メートルまで 三〇・三〇メートルから 五・五〇メートルまで	一、一三一・五〇メートル 一、一三一・五〇メートル 一、〇三三・五〇メートル	

青森県告示第五十号

青森県景観条例（平成八年三月青森県条例第二号）第二十一条第一項の規定により、ふるさと眺望点を次のとおり指定する。

令和二年一月二十七日

青森県知事 三村 申 吾

名称	位置
大森勝山遺跡	弘前市大字大森字勝山
亀ヶ岡石器時代遺跡	つがる市木造館岡沢根
田小屋野貝塚	つがる市木造館岡田小屋野

道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和二年二月二十六日まで青森県農林水産部道路課において一般の縦覧に供する。

令和二年一月二十七日

青森県知事 三村 申 吾

大平山元遺跡	東津軽郡外ヶ浜町字蟹田大平山元
二ツ森貝塚	上北郡七戸町貝塚家ノ前

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

令和二年一月二十七日

青森県知事 三村 申 吾

一 申請のあった年月日

令和二年一月十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人まっちんぐ

三 代表者の氏名

成田 穰二

四 主たる事務所の所在地

弘前市大字町田二丁目三の一五

五 定款に記載された目的

この法人は、空き家を適正に管理することにより、地域の安全や景観を保ち、地域住民が安心して暮らせる環境づくりの推進に寄与することを目的とする。

二級建築士の免許の取消し

建築士法（昭和二十五年法律第二百二二号）第九条第一項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消したので、同条第三項の規定により公告する。

令和二年一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 氏名

高松勲

二 登録番号

第三二二三号

三 取消年月日

令和二年一月十六日

四 取消しの理由

平成三十年六月一日に死亡したことが、届出により確認された。このことが建築士法第九条第一項第二号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告す

る。

令和二年一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社小林設備

二 代表者の氏名 小林龍生

三 主たる営業所の所在地 南津軽郡田舎館村大字堂野前字種井七四の一

四 許可番号 青森県知事許可（般一二十八）第二〇〇〇八三号

五 取消年月日 令和元年十一月二十九日

六 取消しに係る建設業の許可

管工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和元年十一月二十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 吉田建業

二 氏名 吉田幸一

三 主たる営業所の所在地 つがる市木造越水神山二三の一

四 許可番号 青森県知事許可（般一二十八）第六三六五号

五 取消年月日 令和元年十一月二十六日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成三十年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 白川建築所

二 氏名 白川源三郎

三 主たる営業所の所在地 五所川原市金木町沢部二三〇の一

四 許可番号 青森県知事許可（般―二八）第一一七七四号

五 取消年月日 令和元年十一月二十六日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装

工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和元年八月二十八日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円七十三銭